

平成29年3月三種町議会定例会会議録

平成29年3月17日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	大澤和雄	2番	宮田幹保
3番	安藤賢藏	4番	三浦敦
5番	清水欣也	6番	工藤秀明
7番	高橋満	8番	
9番	鈴木一幸	10番	小澤高道
11番	成田光一	12番	加藤彦次郎
13番	後藤栄美子	14番	堺谷直樹
15番	伊藤千作	16番	平賀真
17番	児玉信長	18番	金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町長	三浦正隆	副町長	高堂弘道
教育長	鎌田義人	総務課長	木村信悦
企画政策課長	相原信孝	税務課長	児玉直久
町民生活課長	川村義之	福祉課長	加藤正美
健康推進課長	青山勇人	農林課長	眞川信一
商工観光交流課長	伊藤祐光	建設課長	高橋善浩
上下水道課長	近藤仁	琴丘総合支所長	高橋泉
山本総合支所長	山田幸樹	会計課長	岡部衛
教育次長	畠山広栄	代表監査委員	門間芳継
農業委員会事務局長	信太清勝		

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	腰丸豊	議会事務局長補佐	平澤仁美
議会事務局主査	池内和人		

一、議事日程

平成29年3月7日(火)

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議長の諸報告
日程第4	町長の行政報告及び施政方針
日程第5	平成29年度各特別会計への繰入議案(議案第29号から議案第31号)及び平成29年度予算議案(議案第32号から議案第42号)の常任委員会付託
日程第6	請願・陳情等常任委員会付託
日程第7	議案の上程 議案第2号～議案第42号 (提案理由の説明・町長)
日程第8	一般質問

平成29年3月8日(水)

日程第8	一般質問
------	------

平成29年3月17日(金)

日程第9	議案第2号	三種町ふるさと資源情報センター条例の制定について
日程第10	議案第3号	三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第4号	三種町町税条例等の一部改正について
日程第12	議案第5号	三種町牧野使用料徴収条例の一部改正について
日程第13	議案第6号	三種町八竜健康保養施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
日程第14	議案第7号	三種町道路占用料徴収条例の一部改正について
日程第15	議案第8号	三種町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第16	議案第9号	三種町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第17	議案第10号	三種町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第18	議案第11号	三種町個人情報保護条例の一部改正について
日程第19	議案第12号	三種町山本観光物産センターの設置及び管理運営に関する条例の廃止について

日程第20 議案第13号 秋田県町村電算システム共同事業組合規約の変更について
 日程第21 議案第14号 三種町過疎地域自立促進計画の一部変更について
 日程第22 議案第15号 町道路線の変更について（向達子4号線）
 日程第23 議案第16号 町道路線の変更について（槻田1号線）
 日程第24 議案第17号 温泉供給許可について
 日程第25 議案第18号 和解及び損害賠償の額の決定について
 日程第26 議案第19号 指定管理者の指定について（地域福祉センター・山本在宅介護研修センター）
 日程第27 議案第20号 指定管理者の指定について（じゅんさいの館）
 日程第28 議案第21号 指定管理者の指定について（グリーンぴあ）
 日程第29 議案第22号 指定管理者の指定について（歌舞伎会館）
 日程第30 議案第23号 平成28年度三種町一般会計予算の補正について
 日程第31 議案第24号 平成28年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
 日程第32 議案第25号 平成28年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
 日程第33 議案第26号 平成28年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算の補正について
 日程第34 議案第27号 平成28年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について
 日程第35 議案第28号 平成28年度三種町水道事業会計予算の補正について
 日程第36 議案第29号 平成29年度三種町公共下水道事業特別会計への繰入について
 日程第37 議案第30号 平成29年度三種町農業集落排水事業特別会計への繰入について
 日程第38 議案第31号 平成29年度三種町温泉事業特別会計への繰入について
 日程第39 議案第32号 平成29年度三種町一般会計予算について
 日程第40 議案第33号 平成29年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
 日程第41 議案第34号 平成29年度三種町後期高齢者医療特別会計予算について
 日程第42 議案第35号 平成29年度三種町公共下水道事業特別会計予算について
 日程第43 議案第36号 平成29年度三種町農業集落排水事業特別会計予算について
 日程第44 議案第37号 平成29年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算について

日程第45 議案第38号 平成29年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算について
 日程第46 議案第39号 平成29年度三種町衛生処理事業特別会計予算について
 日程第47 議案第40号 平成29年度三種町温泉事業特別会計予算について
 日程第48 議案第41号 平成29年度三種町国民健康保険診療施設勘定特別会計予算について
 日程第49 議案第42号 平成29年度三種町水道事業会計予算について
 追加日程第1 議案第43号 三種町副町長の選任について
 日程第50 請願・陳情委員長報告、審議処理
 日程第51 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
 日程第52 議会広報編集特別委員会の閉会中の継続調査の件
 追加日程第2 総務常任委員会の閉会中の継続審査の件

一、本日の会議に付した事件
日程に同じ

議長 金子芳継は、平成29年3月17日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時02分 開会）

議長（金子芳継）
おはようございます。
これより本日の会議を開きます。
本日の出席議員数は17名であり、定足数に達しております。
議会の審議に入る前に、議会運営委員会が開かれましたので、委員長より報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営（宮田幹保）
委員長 本日、議会運営委員会を開催し、議事日程について協議しましたので、その結果について報告いたします。
皆様のお手元に配付しております議事日程表第2号のとおり、議案第43号「三種町副町長の選任について」及び「総務常任委員会の閉会中の継続審査の件」の2件を日程に追加することといたしましたので、議員各位の慎重かつ円滑なご審議をお願い申し上げ、報告いたします。

議長（金子芳継）
以上。
議長（金子芳継）
ただいまの委員長報告のとおり、議案第43号「三種町副町長の選任について」及び「総務常任委員会の閉会中の継続審査の件」の2件を日程に追加することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）
議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議会運営委員長報告のとおり議案1件及び継続審査1件を日程に追加することに決定いたしました。

ただいま日程に追加されました議案第43号について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三浦正隆）

おはようございます。

本日追加提案いたしました議案第43号「三種町副町長の選任について」ご説明申し上げます。

高堂弘道副町長の任期が本年4月4日をもって満了することから、引き続き同氏を副町長として再任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

高堂氏の略歴につきましては、既にお手元に配付しておりますので、説明を省略させていただきますが、同氏におかれましては平成25年4月に副町長として就任以来、秋田県職員としての行政経験を生かし、本町の政策形成、行財政改革、さらには法制執務の面からもご尽力いただいているところであります。また、町民の皆様を初め職員からも大きな信望と評価を得ており、まさに適任者であると考えます。

議員の皆様のご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上が本日追加提案した議案の概要でありますので、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（金子芳継）

町長の提案理由の説明を終わります。

日程第9．議案第2号「三種町ふるさと資源情報センター条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第2号「三種町ふるさと資源情報センター条例の制定について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第10．議案第3号「三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び

費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第3号「三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第11．議案第4号「三種町町税条例等の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第4号「三種町町税条例等の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第12．議案第5号「三種町牧野使用料徴収条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第5号「三種町牧野使用料徴収条例の一部改正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
日程第13. 議案第6号「三種町八竜健康保養施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
本案に対する討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第6号「三種町八竜健康保養施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
日程第14. 議案第7号「三種町道路占用料徴収条例の一部改正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
本案に対する討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第7号「三種町道路占用料徴収条例の一部改正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。日程第15. 議案第8号「三種町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、及び日程第16. 議案第9号「三種町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」の2件は、いずれも介護サービス事業等に関する件であるため、これを一括して議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、一括して議題とすることに決しました。
本案2件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第8号及び議案第9号を順次採決いたします。
初めに、議案第8号「三種町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第9号「三種町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決され

ました。

日程第17. 議案第10号「三種町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第10号「三種町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第11号「三種町個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第11号「三種町個人情報保護条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第12号「三種町山本観光物産センターの設置及び管理運営に関する条例の廃止について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第12号「三種町山本観光物産センターの設置及び管理運営に関する条例の廃止について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第13号「秋田県町村電算システム共同事業組合規約の変更について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第13号「秋田県町村電算システム共同事業組合規約の変更について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第14号「三種町過疎地域自立促進計画の一部変更について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第14号「三種町過疎地域自立促進計画の一部変更について」を採決

いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。日程第22. 議案第15号「町道路線の変更について(向達子4号線)」及び日程第23. 議案第16号「町道路線の変更について(槻田1号線)」は、いずれも町道路線の変更に関する件であるため、これを一括して議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、一括して議題とすることに決しました。

本件2件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

それでは、議案第15号及び議案第16号を順次採決いたします。

初めに、議案第15号「町道路線の変更について(向達子4号線)」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号「町道路線の変更について(槻田1号線)」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第17号「温泉供給許可について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第17号「温泉供給許可について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第18号「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

14番 (堺谷直樹)

この件に関して少しお伺いいたしますが、私も担当職員、それから町の指定業者の方にいろいろとお伺いしましたが、いろいろと原因究明のために手を尽くしたと。しかし原因が特定できなかったというところで、いたし方ないのかなという思いで、私個人はそう思っておりますけれども、ここに書いてあるとおりあくまでも町の職員が温泉の閉栓確認を怠ったということで処理するというところでよろしいでしょうか。

議長 (金子芳継)

上下水道課長。

上下水道 (近藤 仁)

課長 お答えします。

閉栓の確認については、職員が確かに確認して、間違いないということでございましたので、そのとおりだと思います。

議長 (金子芳継)

14番。

14番 (堺谷直樹)

そうすれば、怠ったということで処理をするのであれば、もし町民の方に、怠ったということは職務を全うしていないということになりますので、そのことについてこの162万円、町に損害を与えたことに対して何らペナルティーはないのかという話になったとき、どういうふう処分されるおつもりですか。

議長 (金子芳継)

上下水道課長。

上下水道 (近藤 仁)

課長 お答えします。
職員の処分につきましては、当方ではございませんで、総務課のほうと協議しながら進めることとなろうかと思えます。

議長 (金子芳継)

14番。

14番 (堺谷直樹)

ペナルティーを科せと言っているわけではなくて、私はペナルティーに相当しないというふうに思っているんですが、ここの「怠った」という表現、私ちょっとよろしくないんじゃないかなというふうに思いますけれども、あくまでもこの「怠った」という表現で行くということなんでしょうか。

議長 (金子芳継)

上下水道課長。

上下水道 (近藤 仁)

課長 お答えします。

この件につきましては、休止届に伴って栓の確認をしたということで、その後一度も確認していないということですので、そういうことになろうかと思っております。

議長 (金子芳継)

14番。

14番 (堺谷直樹)

いずれにしろ町民が納得する形で説明責任を果たされるようお願い申し上げて、終わります。

議長 (金子芳継)

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第18号「和解及び損害賠償の額の決定について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。日程第26. 議案第19号「指定管理者の指定について(地域福祉センター・山本在宅介護研修センター)」から、日程第29.

議案第22号「指定管理者の指定について(歌舞伎会館)」までの4件は、いずれも指定管理者の指定に関する件であるため、これを一括して議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、一括して議題とすることに決しました。

本案4件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

それでは、議案第19号から議案第22号までを順次採決いたします。

初めに、議案第19号「指定管理者の指定について(地域福祉センター・山本在宅介護研修センター)」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号「指定管理者の指定について(じゅんさいの館)」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号「指定管理者の指定について(グリーンぴあ)」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号「指定管理者の指定について(歌舞伎会館)」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 2 2 号は原案のとおり可決されました。
日程第 3 0. 議案第 2 3 号「平成 2 8 年度三種町一般会計予算の補正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
本案に対する討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第 2 3 号「平成 2 8 年度三種町一般会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 2 3 号は原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。日程第 3 1. 議案第 2 4 号「平成 2 8 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」から、日程第 3 5. 議案第 2 8 号「平成 2 8 年度三種町水道事業会計予算の補正について」までの 5 件は、いずれも平成 2 8 年度各特別会計等予算の補正に関する件であるため、これを一括して議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、一括して議題とすることに決しました。
本件 5 件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
それでは、平成 2 8 年度特別会計等補正予算議案について順次採決いたし

ます。
初めに、議案第 2 4 号「平成 2 8 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 2 4 号は原案のとおり可決されました。
議案第 2 5 号「平成 2 8 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 2 5 号は原案のとおり可決されました。
議案第 2 6 号「平成 2 8 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 2 6 号は原案のとおり可決されました。
議案第 2 7 号「平成 2 8 年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 2 7 号は原案のとおり可決されました。
議案第 2 8 号「平成 2 8 年度三種町水道事業会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 2 8 号は原案のとおり可決されました。
次に、平成 2 9 年度予算関係について審議いたします。
審議に入る前に、各常任委員会に付託されておりました平成 2 9 年度予算の審査結果について報告を求めます。
初めに、総務常任委員長。

総務常任（平賀 真）
委員長 当委員会に審査を付託されました平成29年度予算の結果についてご報告いたします。

一般会計予算のうち、当委員会の所管に属するものの質疑については、あらかじめ配付しております委員会記録のとおりとなっております。

結果につきましては、賛成多数により原案のとおり承認すべきものと決しました。

なお、「新・元気づくり支援事業」に関して、当初は3年間の補助事業であったものが、平成29年度で6年目の予算計上となる。今後各団体が自立、継続できるような支援体制を整えること、そして、「結婚支援事業」に関して実りある事業となるように結婚支援員相互の連携強化を図ることの2点の意見を付しております。

以上で総務常任委員会審査報告を終わります。

議長（金子芳継）
ただいまの総務常任委員長の審査結果報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
続いて、教育民生常任委員長から報告を求めます。教育民生常任委員長。

教育民生（清水欣也）
常任委員長 当委員会に審査を付託されました平成29年度予算の結果についてご報告いたします。

一般会計予算及び特別会計予算のうち、当委員会の所管に属するものの質疑及び答弁の状況は、あらかじめ配付しております委員会記録のとおりでございます。その結果につきましては、原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で教育民生常任委員会審査報告を終わります。

議長（金子芳継）
教育民生常任委員長の報告を終わります。
ただいまの教育民生常任委員長の審査結果報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
続いて、産業建設常任委員長から報告を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設（工藤秀明）
常任委員長 当委員会に審査を付託されました平成29年度予算の結果についてご報告いたします。

一般会計予算及び各特別会計等予算のうち、当委員会の所管に属するもの

の質疑については、あらかじめ配付しております委員会記録のとおりとなっております。

結果につきましては、原案のとおり承認すべきものと決しました。

なお、町内施設の案内看板については、交通量の多い場所に設置すべきであると意見を付しております。

以上で産業建設常任委員会審査報告を終わります。

議長（金子芳継）
産業建設常任委員長の報告を終わります。
ただいまの産業建設常任委員長の審査結果報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
以上で各常任委員会に付託されました関係予算の審査結果についての報告を終わります。

お諮りいたします。日程第36. 議案第29号「平成29年度三種町公共下水道事業特別会計への繰入について」から、日程第38. 議案第31号「平成29年度三種町温泉事業特別会計への繰入について」までの3件は、いずれも特別会計への繰入れに関する件であるため、一括して議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、一括して議題とすることに決しました。

なお、質疑については付託常任委員会並びに連合審査会において既に質疑済みであるため、これを省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
なお、採決については平成29年度一般会計及び関係特別会計と関連します。保留といたします。

日程第39. 議案第32号「平成29年度三種町一般会計予算について」を議題といたします。

なお、本案に対する質疑は省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。15番。

15番（伊藤千作）
平成29年度一般会計予算について。
主要事業は、高校生までの医療費無料化や就学援助費拡充、住宅リフォーム事業等々、評価できるものがたくさんあります。そのことは大いに評価し

ております。

日本国憲法は、税金は能力に応じて支払うものだとする応能負担原則を採用しております。応能原則は、1つは所得税や住民税の場合、高所得者には高い負担を、低所得者には低い負担を求める。2つ目としては、所得の質を考え、給与など勤労所得は税の負担能力が低いから軽く、利子配当、不動産などの資産所得の負担能力が高いから重い負担とする。3つ目、最低生活費、生存権的財産には課税しないことが求められております。

今年度も滞納整理機構に滞納処理することを引き続き行い、預貯金や給与、生命保険の差し押さえをやろうとしております。悪質滞納者ならともかく、もっと親身に相談に乗り、生活実態の把握をして、分割納付や減免措置を活用していくべきだと思います。

地方税法は、滞納者がどれか一つでも該当する事実が認められるときは、滞納処分の執行を停止することができるとしております。1つは滞納処分を執行することができる財産がないとき、2つ目としては滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、3つ目としてはその所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるとき、滞納処分の執行停止が3年間継続したときに、税等は消滅するとしております。

滞納処分の執行停止は、地方団体の長の職権に基づくものであるが、地方団体の長の裁量に委ねられているものではありません。なぜなら、法は本来弱者の利益を守るために存在するものであります。いかに租税といえども、滞納処分の執行によって滞納者の生活を著しく窮迫させてはならないものであります。

要件を充足する事実があれば、地方団体の長は滞納処分の執行を停止しなければならない。滞納処分の執行停止要件を充足しているにもかかわらず、執行停止処分をしないで安易に滞納整理機構に取り立てを依頼することは、地方団体の長の不作為の違法となります。当町は、執行停止は1件もありません。もっと滞納処分の執行停止を考えていくべきであります。よって、平成29年度一般会計予算には反対であります。

以上です。

議長（金子芳継）

ほかに賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

なお、採決については平成29年度各特別会計への繰入議案及び関係特別会計予算議案と関連しますので、保留いたします。

お諮りいたします。日程第40．議案第33号「平成29年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算について」から、日程第49．議案第42号「平成29年度三種町水道事業会計予算について」までの10件は、いずれ

も平成29年度各特別会計等の予算に関する件であるため、これを一括して議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、一括して議題とすることに決しました。

本案10件については、質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。15番。

15番（伊藤千作）

平成29年度国民健康保険特別会計予算について。

平成30年度からは国民健康保険会計は都道府県化され、県の試算では三種町は約2割、保険税の負担が高くなることが出されております。国民健康保険加入者は所得が余り多くない方々であり、その負担軽減を考えていくべきであります。高過ぎる保険料のため、払いたくても払えない人々からは保険証の取り上げを行い、資格証明書の発行は県全体でも高い割合となっております。減免制度も不十分なまま推移してきております。

これまで税の負担軽減のため一般会計からの繰入れを行ってきました。その割合は県内で1、2を争うくらいであります。その努力は大いに評価したいと思っております。今後も税の負担軽減に向け、一般会計からの繰入れを含め対応・対策を強化して行ってほしいと思っております。

国民健康保険法第1条で定めている社会保障及び国民保健の向上に寄与する方向に向けて、国保事業を運営していくべきだと思います。滞納処分の執行停止も含めて、残念ながらそうなっているとは思われません。よって、平成29年度国保特別会計予算には反対であります。

以上です。

議長（金子芳継）

ほかに賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

これより採決を保留しておりました議案について、順次採決いたします。初めに、議案第29号「平成29年度三種町公共下水道事業特別会計への繰入について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号「平成29年度三種町農業集落排水事業特別会計への繰入について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。
議案第 31 号「平成 29 年度三種町温泉事業特別会計への繰入について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。
議案第 32 号「平成 29 年度三種町一般会計予算について」を採決いたします。
この表決は起立によって行います。
議案第 32 号について原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
（ 賛成者起立 ）

議長（ 金子芳継 ）
着席ください。
起立多数です。よって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。
議案第 33 号「平成 29 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算について」を採決いたします。
この表決は起立によって行います。
議案第 33 号について原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
（ 賛成者起立 ）

議長（ 金子芳継 ）
着席ください。
起立多数です。よって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。
議案第 34 号「平成 29 年度三種町後期高齢者医療特別会計予算について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。
議案第 35 号「平成 29 年度三種町公共下水道事業特別会計予算について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。
議案第 36 号「平成 29 年度三種町農業集落排水事業特別会計予算について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。
議案第 37 号「平成 29 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。
議案第 38 号「平成 29 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 38 号は原案のとおり可決されました。
議案第 39 号「平成 29 年度三種町衛生処理事業特別会計予算について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。
議案第 40 号「平成 29 年度三種町温泉事業特別会計予算について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。
議案第 41 号「平成 29 年度三種町国民健康保険診療施設勘定特別会計予

算について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号「平成29年度三種町水道事業会計予算について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

追加日程第1. 議案第43号「三種町副町長の選任について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第43号「三種町副町長の選任について」を採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第43号は同意することに決定しました。

日程第50. 請願・陳情委員長報告、審議処理について、総務常任委員長より報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任 (平賀 真)

委員長 当委員会に審査を付託されました陳情2件につきましては、お手元に配付しました審査報告書のとおり審査を実施し、結果を決定いたしました。

まず、陳情第1号「地域別最低賃金の引き上げと全国一律最賃制の実現、中小企業支援の拡充を求める陳情」につきましては、労働者の生活を守り、地域経済を活性化させるため、地域間格差を縮小させる施策を進めると同時に、中小企業への支援策を拡充する必要があることから、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第2号「共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反

対する陳情」につきましては、現時点では推移を見守る必要があることから、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

以上で陳情審査報告を終わります。

議長 (金子芳継)

総務常任委員長の報告を終わります。

ただいま報告のあった陳情第1号及び陳情第2号について、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

初めに、陳情第1号について、委員長報告は採択であります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第1号を採決いたします。

陳情第1号を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択といたします。

なお、意見書については、請願・陳情文書表の案を参考に提出いたします。

次に、陳情第2号について、委員長報告は継続審査であります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第2号を採決いたします。

陳情第2号を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり継続審査といたします。

お諮りいたします。日程第51、日程第52及び追加日程第2については、いずれも各委員会の閉会中の継続調査及び継続審査の件であるため、一括して議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、一括して議題とすることに決しました。

議会運営委員会は次の議会の会議日程等の議会運営に関する事項について、議会広報編集特別委員会は広報発行に向け、また総務常任委員会は付託事件の審査のため、閉会中でも活動できることに決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会、議会広報編集特別委員会及び総務常任委員会は閉会中でも活動できることに決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成29年3月三種町議会定例会を閉会いたします。

午前11時04分 閉会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長

三種町議会議員

三種町議会議員